「運動の目的」

本運動は、広く県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けて交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

「運動の基本」

「子供と高齢者の交通事故防止」

- 登下校時間帯の通学路で、児童・生徒に交通安全指導と保護・誘導活動を行いましょう。
- 子供や高齢者が交通ルール等を学び、安全な行動ができるように参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
- 子供や高齢者を交通事故から守る意識を高めるように、地域や職場ぐるみで積極的に交通安全活動を推進しましょう。
- 子供とその保護者、そして高齢者は、交通安全教室等に積極的に参加して、交通ルールやマナーを学び、安全な行動を身につけましょう。

「運動の重点」

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

歩行者は

■夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装と反射材用品等の活用を心掛けましょう。

■自分の姿を早くドライバーに気付いてもらうため、反射材等で自分の存在をアピールしましょう。

夜間、ドライバーが歩行者に気づく距離

反射板を付ける	明るい服装	黒っぽい服装
約57m	約36m	約26m

※警察庁資料より

自転車利用者は

■反射材を取り付けた安全で乗りなれた自転車を利用し、夕暮れ時はライトを早めに点灯するよう努めましょう。

■飲酒運転、二人乗り、並進だけでなく、携帯電話やイヤホン等使用の危険性を認識し、交差点等での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底しましょう。

■子供が自転車に乗るときはヘルメットを着用させるよう努めましょう。

■車道の左側通行等自転車の通行方法を遵守し、歩道通行時における歩行者優先を徹底しましょう。

> 平成27年6月1日
> **改正道路交通法施行**
> 自転車運転中に信号無視等、特定の「**危険行為**」を3年以内に**2回以上繰り返す**と、「**自転車運転者講習**」の受講が命じられます。
> 命令を受けてから3ヶ月以内に受講しないと
> **5万円以下の罰金!!**

> 平成27年9月1日
> **改正県道路交通法施行細則施行**
> 自転車運転中に**携帯電話やイヤホン等を使用すること**が「禁止行為」と規定されます。
> 違反すると
> **5万円以下の罰金!!**

運転者は

■夕暮れ時は早めにライトを点灯し、交通事故防止に努めましょう。

■夜間、対向車等が無いときは、こまめにライトを上向きに切り替え、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

■シートベルトやチャイルドシートは、もしものときの命綱です。後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト等の着用を徹底しましょう。

■研修会、講習会、会議等を通じて、着用効果事例の紹介等によりシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について啓発し、地域ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

シートベルトの正しい着用方法

シートベルトは正しく着用すると交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。

- シートの背は倒さずに、シートに深く腰掛ける。
- 体を斜めにせず正しい姿勢をとる。
- 肩ベルト（三点式ベルトの場合）は、首にかからないようにする、また、肩ベルトがたるまないようにする。
- ベルトがねじれないようにする。
- バックルの金具は確実に差し込むようにする。
- 腰ベルトは骨盤を巻くように、しっかり締める。

妊娠中のシートベルト着用方法

シートベルトを正しく着用することにより、交通事故の被害から母体や胎児を守ることができます。ただし、健康保持上、シートベルトの着用が適当かどうかを医師に確認しましょう。

- 腰ベルト・肩ベルト共に着用する。
- 肩ベルトは首にかからないようにする。
- 肩ベルトは胸の間を通し、腹部の側面に通す。
- 腰ベルトは腹部のふくらみを避け、腰骨のできるだけ低い位置を通す。
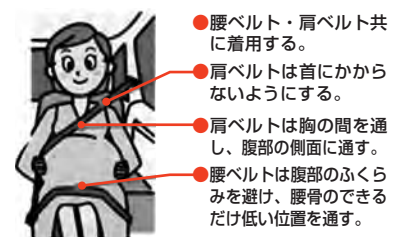
チャイルドシートの着用方法

6歳未満の子供を車に乗せる場合は、必ずチャイルドシートを取扱説明書などに従って、正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子供が運転操作を妨げることを防止できます。

- 子供の体格に合うものを使用する。
- なるべく後部座席で使用する。（助手席エアバッグ装備の場合）
- 座席に確実に固定する。

※やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定する。

③ 飲酒運転の根絶

運転者は

■「少しだから」との安易な気持ちを捨て、飲酒運転の悪質さや危険性を認識しましょう。

■飲酒した翌日でもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量や飲酒時間に注意しましょう。

家庭では

■飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重さを話し合い、家族ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

職場や地域等では

■自動車運送事業者などは、出発前に対面点呼による呼気確認やアルコール検知器によるチェックを徹底しましょう。

■あらゆる機会を通じて飲酒運転の悪質性や危険性を呼びかけ、絶対に飲酒運転を許さない環境づくりを促進しましょう。

■酒酔い運転

無条件で
35点 免許取消し
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

■酒気帯び運転

呼気中のアルコール濃度 0.25mg/ℓ以上
25点 免許取消し

呼気中のアルコール濃度 0.15mg/ℓ以上、0.25mg/ℓ未満
13点 免許停止

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車の提供者も罰せられます

同乗者も罰せられます

酒の提供者も罰せられます

自動車などを利用して家族や仲間と飲酒するときは、ハンドルキーパー（飲酒しないで運転し送り届ける人）を決めましょう。飲食店等は、ハンドルキーパーには酒類の提供を止めましょう。

飲酒運転根絶